

2025 年度総合職官庁訪問ルール（概要）

1 日程

訪問開始：6月11日（水）午前8時30分

第1クール：6月11日（水）～6月13日（金）（3日間）

第2クール：6月16日（月）～6月18日（水）（3日間）

第3クール：6月19日（木）～6月20日（金）（2日間）

第4クール：6月23日（月）（1日間）

内々定解禁：6月23日（月）17時以降

←リセット

←リセット

※ 総合職技術系の既合格者の官庁訪問については現状未定

2 クール制・リセット・事前予約制

（1）クール制

① 第1クール及び第2クール（6日間）

同一省庁への訪問は3日に1回（翌日・翌々日の訪問不可）

② 第3クール（2日間）

同一省庁への訪問は2日に1回（翌日の訪問不可）

（2）リセット

第3クールの初日、第4クール（6月19日（木）、23日（月））は、任意の省庁に訪問可能。

（3）内々定解禁

内々定解禁：第4クール（6月23日（月））17時以降

内々定解禁までの間は、訪問希望者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わない。

（4）土曜日及び日曜日の対応

土曜日及び日曜日（6月14日（土）、15日（日）、21日（土）及び22日（日））は、次回の訪問予約に関するメールでの各省庁からの一方向の事務的連絡を除き、訪問希望者とは電話、メールを含め接触しない。

（5）事前予約制

6月2日（月）午前9時から6月10日（火）午後5時までの、各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の訪問希望者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、開始日の午前8時30分以降の官庁訪問の予約を受付。

原則として訪問希望者の希望どおりに受付。ただし、訪問希望者が特定の日に集中して十分な選考活動を行えなくなる場合には、各省庁の判断で他の日程を提示することも可能。

訪問希望者に対し、予約は1日1省庁に限ることを徹底。

官庁訪問の予約がない者の訪問については、各省庁の判断により、これを柔軟に受付し、予約がないことのみを理由に不利益な取扱いを行わない。

3 訪問時間・方法

(1) 訪問開始時刻

午前9時以降（第1クールについては午前8時30分以降）

(2) 終了時刻

できる限り待ち時間を縮減し、訪問者を早期に帰宅させるよう最大限配慮する。
（可能な限り午後8時までとし、午後10時以降の実施は禁止。）

(3) その他

- 民間企業の面接等がある訪問者の行動を過度に制限することのないよう配慮する。
- 授業、試験、留学、教育実習等学生である訪問者の事情を十分に勘案して面接等を行う。
- 訪問者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いを行わない。
- 遠隔地からの訪問者等の交通事情等を十分に勘案するとともに、訪問者間の公平性を配慮した上で、訪問者の希望に応じ対応可能な範囲で、オンライン面接を積極的に活用する。特に、第1クールにおいては、訪問者の選択を尊重し、オンライン面接を希望する訪問者には必ずオンラインで対応できるようにする。なお、各省庁の判断により、対面は実施せずオンライン面接のみとすることも可能。
- 地方在住訪問者、民間企業併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いはしないことを徹底する。
- 訪問者の都合に合わせて面接方法を選択できるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。
- 訪問者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、訪問者の評価に差をつけないよう留意。
- 内定、内々定の解禁までの間は、内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、訪問者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動は行わない。

4 官庁訪問開始までの広報活動等

官庁訪問開始（6月11日（水）午前8時30分）までの広報活動においては、各省庁は以下の事項を遵守する。

- 2次試験（筆記）後から最終合格者発表日の前日（5月29日（木））までの期間に説明会を開催する場合は、人事院の実施する第2次試験日（面接等）、学事日程等、学生等の都合を考慮し参加機会を確保するため、必ず同種の内容、同様の趣旨・テーマの説明会を複数の日程で行う。また、可能な限りオンライン会議ツールも併用する。

（参考：人事院が主催する業務説明会）

4月6日（日）～4月9日（水）の間の複数の日程でオンライン開催

- 最終合格者発表日（5月30日（金））から官庁訪問開始（6月11日（水）午

前 8 時 30 分) までの間は、各省庁は、対面により実施する広報活動等は一切行わない。

- 最終合格者発表日から官庁訪問開始日の前日までの期間においては、説明会の開催に加えて、説明会に引き続く相談会や座談会の開催が可能（原則 2 人以上の訪問希望者が参加する形で開催し、その方法はオンラインにて実施可とする。）。
- 官庁訪問開始（6 月 11 日（水）午前 8 時 30 分）までは、面接等の選考活動は一切行わない。官庁訪問開始前の選考活動は厳禁とし、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為は一切行わない。
- 各省庁の開催する説明会との重複を理由に、人事院の実施する第 2 次試験（面接等）の日程を変更することは不可とする。
- 訪問者からの申出や相談には公平に対応することとし、一部の訪問者にのみ特別な対応をとることのないよう徹底する。
- 短期間に繰り返し連絡する、深夜や長時間に及ぶ電話をかける、意に反して長時間拘束するといった訪問者の自由な就職活動を妨げることは禁止する。